

阪南市自治基本条例の 見直し・運用に関する提言

平成29年5月

阪南市自治基本条例推進委員会

目 次

提言に携わって	・ ・ ・ ・ ・	P 1
1 はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2 検証経過について	・ ・ ・ ・ ・	P 3
3 検証結果について	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4 自治基本条例推進委員会・検証部会の活動	・ ・ ・ ・ ・	P 33
5 自治基本条例推進委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P 35

提言に携わって

阪南市自治基本条例推進委員会においては、平成 28 年度から自治基本条例の検証と見直しを行ってきました。ここにその検討結果を報告いたします。

本条例は、阪南市における諸状況の変化に対応して、5 年をめぐりに見直しを行うこととしてきました。阪南市自治基本条例の施行は平成 21 年 7 月であったことから、平成 25 年度には、条例第 29 条に基づき検証と見直しの検討を行いました。その際には、条例それ自体には改正の必要を認めませんでした。が、条例の運用、特に市民への周知と市民参画・市民協働の実現という点では、多くの課題があることを指摘しました。

今次の検討と見直しはこれまでに条例による一定の成果が見られること、そして平成 30 年度には条例施行 10 年目を迎えることを踏まえ、また、この間「(仮称) 阪南市立総合こども館」の整備をめぐって市民参画や住民投票が議論されてきた状況の中で、改めて条例のあり方について審議を行うこととしました。

住民投票に関しては、第 25 条においてその実施には別に定める条例によることとしていましたが、いまだそれがなかったことから、新たに条例を制定するよう求めています。また、原則として市民協働を掲げてきましたが、協働によるまちづくりについて条例中には具体的な規定がなかったことから、その推進に関する条文の追加を提案しています。さらに、東日本大震災や熊本地震などの被災を踏まえ、頻発する自然災害をはじめとする様々な災害、そして想定されている南海トラフ海溝型地震などに対応するための危機管理の基本について定めることを提案しています。なお、条例の検証や見直しについては第 29 条において施行後 5 年を超えない範囲と規定していましたが、今後も定期的にそれを行う必要があると考え、それにふさわしい文言への改正を提案しています。自治基本条例全体については、もちろん条例の趣旨に従った阪南市の活動が進んでいるかどうかを条文ごとに検討し、改正までの必要がないと判断できるものが多かったのですが、同時に留意すべきところも改めて見出すことができました。そこでは公開性や透明性の向上、市民意向の反映や説明責任の履行などの運用面では、成果も見られますが、まだまだ阪南市全体をあげて努力しなければならないところも多々指摘できました。多岐にわたる報告となりましたが、今後の阪南市自治基本条例の見直しと市政運営のさらなる改善に向けて役立てていただければ幸いです。

なお、この報告の策定に当たりましては、本審議会に部会を設けて検討をいただきました。部会のメンバーとしてご尽力をいただいた委員の皆様、また真摯に議論をいただいた本審議会の皆様に、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成 29 年 5 月

阪南市自治基本条例推進委員会

委員長 新川 達郎

提言に携わって

今回の検証は、自治基本条例第 28 条を根拠として設置された、適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする自治基本条例推進委員会が、第 29 条で定められた条例の見直しに関する規定にのっとりて実施しました。平成 21 年 7 月 1 日に自治基本条例が施行されてから、2 回目の検証となります。

検証に際しては、委員会のなかに自治基本条例検証部会を設置し、委員長に指名された 5 名の部会員が、それぞれの条項に係る阪南市をとりまく状況や事業の実施に関する資料などを参考に議論を重ねました。その結果を推進委員会に報告し、そこで推進委員の皆様からいただいたご意見・ご指摘を反映させたものがこの提言書です。今回の検証の結果を踏まえ、危機管理や協働の推進に関する条文の追加や条例の見直しに関する条文の変更、住民投票に関する条文に沿った取り組みの実施等について提案しました。

そのほかにも、条例が施行されてから 8 年を迎えようとしているが、まだまだ条例について市民の理解を深めるための工夫が必要である、条例に関する職員の認識を高めて欲しい、市政についての情報を市民にわかりやすく提供するための方法を引き続き検討することが重要である、市民、議会、執行機関がそれぞれの責務を理解し、まちづくりに携わる必要があるなど、検証部会や委員会で各委員から出された意見をまとめています。すべて、阪南市をより住みよい、住み続けたいと思えるまちにするために、委員が熱心に議論した結果です。ぜひ、詳細を本文でご確認ください。

この提言を踏まえ、市には、自治基本条例の基本理念にのっとりた自治の主役である市民によるまちづくりをより一層推進させることができる仕組みの構築に、引き続き力を入れるようお願いします。市民の皆様にも自分の興味のある分野で市政に関心をもち、情報の収集や共有、意見の発信、地域での活動への参加など、できることから「まちづくり」に関わっていただきたいと思います。

最後に、少し先の話になりますが、次回の検証の際に、市民の市政への参画、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働について、今回以上の進捗が確認されることを期待いたします。

平成 29 年 5 月

阪南市自治基本条例推進委員会

副委員長 壬生 裕子

1. はじめに

平成21年7月1日に、市政の運営や地域の活動における、参画・協働のしくみなどの基本的なルールを定めて、市民の皆さん・議会・執行機関がそれぞれの役割を果たして助け合い、永く学び働き住んで良かったと思える、よりよい阪南市になるためのまちづくりのルールを定めた「阪南市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という）が施行され7年が経過しました。

今回の見直しについては、自治基本条例第25条に関わる住民投票を巡って市民の皆さんより様々なご質問、ご意見があり、住民投票を求める声が多数よせられたことを踏まえ、第25条の住民投票を含めた自治基本条例の理念や参画及び協働について推進されているか、または適正かつ円滑に運用がされているかなど検討し、必要があれば見直しを求めていく役割が推進委員会にあることから、平成28年6月に自治基本条例検証部会（以下「検証部会」という）を設置し、条例が社会情勢に合わせて見直す必要があるか、また、条例の運用状況について、適正かつ円滑に運用されているかの検証を行いました。

2. 検証について

国においては、急速な少子高齢化と人口の減少を危機として捉え、東京圏への人口一極集中を是正したうえで、地域で住みよい環境を確保するとともに、将来にわたって活力ある社会を維持・形成するため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる魅力ある地域社会形成に向けた方向性を示しています。

このような現状は本市においても例外ではなく、人口減少の傾向が顕著に見られ、少子高齢化や核家族化、地域ニーズの変化により、地域の活力が失われつつあります。高齢化率においては、平成26年3月末に26.28%が平成29年3月末には29.96%と上昇し、一方では、小学校、幼稚園等の統合などに見られるように少子化も進んでいます。

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、地域の在り方について再認識をされ、安全・安心な暮らしを守るために、地域での支え合いなどの必要性が求められています。

しかし、本市は財政面においても厳しい状況にあり、行政だけでは対応できない課題もあります。一人ひとりが地域の課題を身近に感じ、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、多様な主体がそれぞれでできることを担い合い、ともに話し合い、相互に協力しながら取り組み、地域の課題解決等を図る必要があります。

《検証についての視点》

検証部会では、本市を取り巻く社会情勢が変化する中で、各条項において、社会情勢に合っていない箇所があるか、また、条例が適正かつ円滑に運用されているかについて検証を行うこととしました。検証にあたっては、各条項に基づく制度の構築や実施状況の資料などを参考とし、各委員が意見を出し合い幅広い視点から議論を行いました。

- ①社会情勢に合わせて見直し（条文の改正・追加）をする必要があるかどうか
- ②適正かつ円滑に運用されているかどうか

3. 検証結果について

①社会情勢に合わせて条文の改正・追加をする必要があるかどうかの検証

検証部会では、各条項に、社会情勢の変化や法改正等による適合状況について検証しました。検証結果については、下記の表にまとめています。詳しくは、各条文に記載しています。

検証結果	該当条項
1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく	全条文 31条中 26条項
2 条文に従い新たな取り組みを検討する	第26条 住民投票
3 条文を改正する	第31条 条例の見直し
4 その他	条文の追加 第20条 協働の推進 第28条 危機管理 解説の改正 第27条 総合計画

1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく

全条文 31条中 26条項がこれまでどおり取り組んでいく結果となりました。運用についての意見は8ページ以降に詳しく掲載をしています。

2 条文に従い新たな取り組みを検討する

第26条（住民投票）については、条文に別に条例で定めることと明記されていますが、現在に至るまで制定されていません。今後、自治基本条例の趣旨に基づき、制度を検討する時は、市の情勢、他市の状況などを勘案して慎重に検討してくださいとの結果としました。

3 条文を改正する

第31条（条例の見直し）については、現状の運用状況に応じて条文を改正します。

《改正前》

市長は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲において、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。



《改正後》

市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

4 その他

■条文の追加

追加する条文として、第7章の市民参画及び協働の中で、協働を謳っているものの、条文については、市民参画の条文しかなく、自治基本条例の原則の一つである協働について、今後も推進していかねばならないことから条文の追加を検討しました。

危機管理については、自治基本条例施行後の平成23年3月に東日本大震災、平成28年4月に平成28年熊本地震が発生し、今後も発生することが予測される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備えるために条文の追加を検討しました。

＜第20条＞協働の推進

第20条 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

【解説】

自治基本条例の原則の一つである参画及び協働の原則について、第19条の市民参画の推進に続いて、第20条では協働の推進について定めています。

第1項については、市民との協働のまちづくりを進めていくための、議会及び執行機関の市民への支援について定めています。市民の協働のまちづくりへの理解と関心を深めるための方法として、研修会の開催や協働についての指針の作成などがあります。

第2項については、市民との協働のまちづくりを進めていくためには、職員が率先して協働の重要性について理解をする必要があることから、職員の育成について定めています。

＜第28条＞危機管理

第28条 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

【解説】

第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。

第1項では、市民が、災害等による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

第2項では、市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。

また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。

■解説の改正

＜第27条＞総合計画

これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなったため、解説より下線部分を削除します。

【解説】

ここでは、市政の運営における総合計画の位置づけについて定めています。まず、第1項では、市政の運営は、この条例に定めた基本理念に則って、市民参画のもとに総合計画（基本構想・基本計画）を定め（第17条）、これに基づいて計画的に行うこととしています。

また、総合計画（基本構想・基本計画）に基づいて作成する計画（実施計画など）・事業については、事業効果や達成度を評価し、これを公表するとともに、必要に応じて事業を見直すこととしています。

なお、第1項の基本構想は「市」、第2項の基本計画は「市長」が定めることとしています。その理由は、基本構想は、地方自治法において「市町村が」定めることとされていることも理由の一つですが、この条例において市民参画のもとに（第17条）議会の議決を経て定めることとしていますので、「市全体で」定めるという意味で「市」としています。また、基本計画は、基本構想に基づいて市民参画のもとに「市長」が定めるため「市長」としています。

②適正かつ円滑に運用されているかどうかの検証

今回の検証においても、自治基本条例が浸透していないため、認知度の向上に取り組むことが急務であり、参画及び協働のまちづくりを行っていくためには、市民と議会及び執行機関がお互いに必要な情報を共有することが前提条件となることから、情報共有を図るように努めていかなければなりません。

また、自治基本条例に沿って阪南市のまちづくりに取り組みながら、足りないところや不都合なところを補ったりして、よりよい阪南市にしたいという目標を共有しながら、市民の皆さんが市政や地域活動に参画し、みんなが協働して、よりよい阪南市のまちづくりに取り組んでいけるよう、次のとおり各条項に検証の結果を提言します。

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 最高規範性

第3条 定義

第2章 基本理念

第4条 基本理念

第3章 基本原則

第5条 参画及び協働の原則

第6条 情報共有の原則

第7条 財政自治の原則

第4章 市民

第8条 市民の権利

第9条 市民の責務

第5章 議会

第10条 議会の役割

第11条 議会の責務

第12条 議員の責務

第6章 執行機関

第13条 市長の責務

第14条 市長を除く執行機関の
責務

第15条 職員の責務

第7章 市民参画及び協働

第16条 市民活動団体

第17条 計画策定等における
市民参画

第18条 市民参画の手續

第19条 市民参画の推進

第20条 協働の推進

第8章 情報の共有

第21条 情報の収集及び活用

第22条 情報公開等

第23条 個人情報保護

第24条 説明責任

第25条 意見、要望等への応答

第9章 住民投票

第26条 住民投票

第10章 総合計画

第27条 総合計画

第11章 危機管理

第28条 危機管理

第12章 他の機関との連携

第29条 他の機関との連携

第13章 推進及び見直し

第30条 条例の推進

第31条 条例の見直し

* 下線部は追加条文

～ 自治基本条例 前文 ～

阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渟（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。

私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。

一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。

よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用状況については、自治基本条例をつくるにあたっての背景や基本的考えを述べているものであるため、検証の対象外としました。

<第1条> (目的)

この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用状況については、目的を規定している条項であるため、検証の対象外としました。

<第2条> (最高規範性)

この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用については、今後も自治基本条例と他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を今まで以上に図ってください。また、職員においても自治基本条例の趣旨を尊重し、他の条例と整合を図るよう周知徹底してください。

＜第3条＞（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用状況については、定義を規定している条項であるため、検証の対象外としました。

<第4条> (基本理念)

未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用状況については、基本理念を規定している条項であるため、検証の対象外としました。

<第5条>（参画及び協働の原則）

市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用については、第7章（第16条、第17条、第18条、第19条）で検証します。

<第6条>（情報共有の原則）

市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用については、第8章（第20条、第21条、第22条）で検証します。

＜第7条＞（財政自治の原則）

市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">・ 財政状況の公表については工夫がみられますので継続してください。また、出前講座などを活用し市民への説明の機会の確保に努めてください。・ 職員についても財政自治の原則を遵守するために、職員間の周知や研修等に努めてください・ 財源を適正かつ効果的に活用するために、長期的な視野に立ち、計画的な財政運営に努めてください。

<第8条> (市民の権利)

市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。

- 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・市民の権利を規定している条項であるため、運用状況の検証の対象外としました。

<第9条> (市民の責務)

市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・市民が取り組むべき責務を規定している条項であるため、運用状況の検証の対象外としました。

第10条（議会の役割）

議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。

2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・議会の役割を規定している条項であり、変更するような点はない。

<第11条>（議会の責務）

議会は、意思決定機関であること責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。

2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。

3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・今後もわかりやすい議会だよりの作成・発行に努めてください。 ・議会での審議内容や結果に関する情報についても、市民がタイムリーに入手できるように、また、意思決定の過程など市民と情報共有できるように工夫してください。 ・今後も若者から高齢者まですべての世代が情報を受けられるよう、様々な情報提供の方法を検討して取り入れていくよう努めてください。

＜第12条＞（議員の責務）

議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・ 議会は開かれた議会運営のために、前条であげた取り組み等を進めるとともに、各議員においては議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行し説明責任に努めてください。

＜第13条＞（市長の責務）

市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。
- 3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。
- 4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。
- 5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の策定・改訂や新しい制度の構築などにあたっては、今後も、市民ニーズに対応したより効果的な制度とするために、出前講座やワークショップを継続的に実施してください。また、住民意識調査などの結果等については、市民に市政への関心をもってもらうため、積極的に公表し、情報共有を行うとともに、市民の関心を高めるための段階的な取り組みに努めてください。 ・ 事業や計画を企画・実施する場合は、構想段階や策定過程でできる限り速やかに内容を市民に情報提供するように努めてください。 ・ みらい市長懇談会については、市民が関心を持てるように発信方法の工夫に努めてください。

＜第14条＞（市長を除く執行機関の責務）

市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・運用については、第13条と一緒に検証しました。

＜第15条＞（職員の責務）

職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・大阪府や他自治体などの行政機関とスムーズに連携を図れるよう、情報共有に努めてください。 ・職場内においても情報共有やコミュニケーションを図り、当該事務の主担当者が不在の際にも適切な対応ができる体制づくりに努めてください。 ・庁内においても、他課との情報共有やコミュニケーションを図り、スムーズに適切な対応ができる体制づくりに努めてください。 ・参画及び協働のまちづくりをすすめるために、地域で活動している団体などと連携や情報共有に努めてください。 ・職員の研修計画の策定に際しては、市民団体が主催する研修を加えるなど、地域に出かけて、市民とともに学ぶ機会を設けるように努めてください。 ・職務の遂行にあたっては、市民の意見を積極的に「きく」工夫をするとともに、意見の内容を常に業務に反映させ、継続的な改善に努めてください。

<第16条>（市民活動団体）

市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。

- 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。
- 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。
- 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して、阪南市のまちづくりへの関心が持てない市民の方には、関心を持ってもらえるようにしてください。また、市民活動をはじめたいと思っている方には、活動に参加してもらえるよう、まちに関する様々な情報を発信するとともに、活動などの機会を設けるように努めてください。 ・ 市民活動団体の活動を推進するため、地域における活動拠点となる場づくりに努めてください。 ・ 活動拠点となり得る空き家、住民センターの活用方法などについて、検討してください。

＜第17条＞（計画策定等における市民参画）

執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

- （1）基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。）及びこれの実現のための基本計画の策定
 - （2）市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃
 - （3）広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃
- 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。
- （1）関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。
 - （2）軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。
 - （3）補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。
 - （4）緊急に実施しなければならないとき。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・第18条と一緒に検証しました。

＜第18条＞（市民参画の手続）

前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- （1）附属機関等への委員公募
- （2）パブリックコメント
- （3）公聴会の開催
- （4）前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">・ 市民参画を推進するにあたり、市民公募やパブリックコメントなどを実施するときは、多くの市民に周知できるように、ホームページや広報誌だけでなく、地域に出向いて説明会をするなど、周知方法の工夫に努めてください。また、計画だけを掲載するのではなく、市民の方にわかりやすくするなど工夫にしてください。・ 今後も、市民の皆さんがまちづくりに関心が持てるように市民講座やワークショップなどの機会の確保に努めてください。また、これからの阪南市を担う世代などにも関心を持ってもらえるように、学校等でまちづくりについて学べる機会の確保にも努めてください。

＜第19条＞（市民参画の推進）

執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">・ 今後においても、市政の情報を発信する際には、発信だけにとどまらず市民の皆さんと情報が共有されているかなど確認できる制度の整備に努めてください。・ フェイスブックをはじめとするSNSなどの新しい手段を活用し、若い世代もまちづくりに関心をもってもらい、若い世代からの市民参画がすすむよう整備に努めてください。

＜第20条＞（協働の推進）

議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

【解説】

自治基本条例の原則の一つである参画及び協働の原則について、第19条の市民参画の推進に続いて、第20条では協働の推進について定めています。

第1項については、市民との協働のまちづくりを進めていくための、議会及び執行機関の市民への支援について定めています。市民の協働のまちづくりへの理解と関心を深めるための方法として、研修会の開催や協働についての指針の作成などがあります。

第2項については、市民との協働のまちづくりを進めていくためには、市職員が率先して協働の重要性について理解をする必要があることから、職員の育成について定めています。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他（条文追加）

＜第21条＞（情報の収集及び活用）

議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。

2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報においては、今後も引き続き写真やイメージ図などを最大限に活用し、市民の目にとまる広報づくりに取り組んでください。また、外国人の目にもとまるように、広報の配架場所にも工夫をしてください。 ・ 今後の情報発信に役立てるため、住民意識調査などを活用し、情報発信の方法等を検討してください。 ・ ウェブサイトを見ることができない市民の方に配慮した情報提供について引き続き努めてください。

＜第22条＞（情報公開等）

議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。

2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。

3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。

4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する公開の手續について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">・今後も行政の取り組みについて、市民が関心を持てるように情報提供の方法を検討し、スピーディな情報発信に努めてください。・地域の課題を解決するために、市は自治会連合会や市民活動センター等と連携をし、情報の積極的な提供・公開に努め、市民と情報の共有に努めてください。・情報を公開する場合は、市のホームページに掲載するだけでなく、フェイスブックなど多様な手段で公開するよう努めてください。・市民においても、自ら広報等で情報を得るように積極的に努めるとともに、得た情報を身近な方と共有するよう努めてください。

＜第23条＞（個人情報の保護）

議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・引き続き個人情報を適正に管理するとともに、その保護に努めてください。

＜第24条＞（説明責任）

執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・引き続き、市政の運営に関する重要な事項の立案については、市民にとってわかりやすい内容となるように資料を作成するとともに、その検証過程や取り組み経過についても積極的に提供し説明責任を果たすように努めてください。

＜第25条＞（意見、要望等への応答）

議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">・引き続き、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速に適切な担当部署へつなぐなど、市民に丁寧に対応し納得のいく説明に努めてください。また、庁内のつながりを十分に活かすように努めてください。・広く意見・要望を受けた時は、真摯に受け止め、誠実に応答するとともに有用な意見については市政への反映に努めてください。・市民から市政一般に関する意見、要望等を引き出すことができるように努めてください。

<第26条> (住民投票)

住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。

- 2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。
- 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。
- 4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
✓	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の実施については、別に条例で定めることと明記されていますが、現在に至るまで制定されていません。 <p>今後、自治基本条例の趣旨に基づき、制度を検討する時は、市の情勢、他市の状況などを勘案して慎重に検討してください。</p>

<第27条> (総合計画)

市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。

2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。

3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
・総合計画に基づく事業の効果や結果、策定経過などについては、市民に関心を持ってもらえるよう、できる限り公表に努めてください。

<第28条>（危機管理）

市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

【解説】

第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。

第1項では、市民が、災害等による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

第2項では、市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。

また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他（条文追加）

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院）と連携、協力して危機管理体制を構築するとともに、民間企業との連携、協力にも努めてください。

<第29条> (他の機関との連携)

市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
・今後も引き続き多様な関係機関と連携を進めてください。

<第30条> (条例の推進)

市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治の確立のため、議会の役割と責務、執行機関の役割と責務をそれぞれ再認識し、基本理念に沿った自治の確立に努めてください。 ・職員の自治基本条例の認知度が低かったことを踏まえて、認知度の向上に努めてください。 ・市民が自治の主体であることを再認識するよう自治基本条例の推進を行うとともに、地域の活動や市政への参画につながるよう取り組みに努めてください。

<第31条> (条例の見直し)

市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
✓	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運用状況に応じて条文を改正します。

4. 自治基本条例推進委員会・検証部会の活動

■推進委員会の活動

開催日	会議内容
平成27年6月8日（月）	<ul style="list-style-type: none">・これまでの経過と自治基本条例の推進について・自治基本条例の制度と運用について
平成28年3月18日（金）	<ul style="list-style-type: none">・平成27年度「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づく取り組み状況について・平成27年度自治基本条例推進研修の報告について・平成28年度自治基本条例推進に係る取り組みについて
平成28年6月21日（火）	<ul style="list-style-type: none">・自治基本条例の推進について・自治基本条例の検証について
平成29年2月14日（火）	<ul style="list-style-type: none">・自治基本条例検証結果中間報告
平成29年5月12日（金）	<ul style="list-style-type: none">・検証部会から「自治基本条例の運用及び見直しについての検証結果」の報告・自治基本条例の見直し・運用について市長に提言

■ 検証部会の活動

開催日	会議内容
平成 28 年 8 月 5 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の検証作業の進め方 ・ 検証作業に必要な内容、資料の検討 ・ 前文～第 1 章総則まで検証（前文～第 3 条）
平成 28 年 9 月 27 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 章基本理念～第 6 章執行期間まで検証（第 4 条～第 15 条）
平成 28 年 11 月 15 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 章市民参画及び協働～第 8 章情報の共有まで検証（第 16 条～第 24 条）
平成 29 年 1 月 24 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 9 章住民投票～第 12 章推進及び見直しまで検証（第 25 条～第 29 条）
平成 29 年 3 月 14 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全条文の検証まとめ

■ 自治基本条例推進講演会「みんなで考えよう阪南市のまちづくり」

開催日	講演
平成 28 年 11 月 18 日（金）	<p>「自治を回復し、まち・むらの課題を、まち・むらの力で解決するために ～協働の基礎を再確認する～」</p> <p>講師：川北秀人さん (I I H O E [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者)</p>

5. 自治基本条例推進委員名簿

■任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

氏名	所属等	区分
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	学識経験者
壬生 裕子	同志社大学政策学部 嘱託講師	〃
山田 勝由	自治会連合会会長	公共的団体等
加藤 允彦	人権協会会長（任期 平成27年6月1日～平成28年6月23日）	〃
福岡 賢次	人権協会会長（任期 平成28年6月24日～平成29年5月31日）	〃
築野 由照	阪南市社会福祉協議会 桃の木台校区福祉委員会委員長	〃
撫井 和美	特定非営利活動法人阪南まちづくり推進ネット	〃
森下 旭	商工会会長（任期 平成27年6月1日～平成29年2月6日）	〃
荒木 勝二	公募市民	市民
栗秋 啓子	公募市民	〃
田中 幸司	公募市民	〃
根来 慎一	公募市民	〃
米原 喜久子	公募市民	〃